

第12回 さのブランド 認証品および調査協力員 募集要項



sanomaru © sanocity

▲ さのブランドロゴマーク

佐野市では、特産品などの地域資源を「さのブランド」と認証することで、市のイメージアップと地域経済の活性化を図っています。

また、さのブランド認証制度では、認証後のPR活動を行政と認証事業者が連携し、企画段階から一緒に形にしていくことで、わくわくするような市のPRにつなげることを目的としています。

現在の認証品が令和9年3月末で認証期間満了となることから、新たに「さのブランド認証品」の募集を行います。あわせて、試食審査に参加していただく「調査協力員」も募集します。

市民の皆さまの視点で、多くの人におすすめしたい佐野市の「いいもの」を見つけ、一緒にさのブランドを盛り上げましょう。たくさんのご応募をお待ちしております。

募集期間：令和8年8月1日（土）～9月30日（水）

さのブランド認証品の募集について



■募集要件

佐野市内の事業者が自ら企画し、佐野市内で生産または加工製造し、佐野市内で販売する商品。

※ただし、上記に該当しない場合であっても、佐野市とさのブランドのブランド力の向上に特に資すると考えられる商品についてはご応募いただけます。認証の可否（採否）は審査により判断します。

■募集部門

（１）佐野らーめん部門

「佐野らーめん」として、応募事業者の店舗等で直接提供され、店舗内で食事することができるもの。

（２）佐野餃子部門

応募事業者の店舗等で直接提供され、店舗内で食事することができる「焼き餃子」。
なお、さのブランドで認定する佐野餃子については次の条件を審査基準に加えます。

＊1個の重さが4.0g以上であり、かつ、1個1個手で包み手作りであること

（３）佐野黒から揚げ部門

パパプロe街佐野奉行所の認定を受け、「佐野黒から揚げ」として販売しているもの。
商品、メニュー名は必ずしも「佐野黒から揚げ」でなくても可。

（４）グルメ部門

（１）～（３）以外のメニュー（和洋中メニュー、デザート、ドリンクなど）で、応募事業者の店舗等で直接提供され、店舗内で食事することができるもの。

（５）ギフト部門

（１）～（４）に当てはまらない食べ物や工芸品などのお土産品。他の店舗等でも同一商品が販売可能であるもの。

なお、「冷凍餃子」においては、次の審査基準を満たすものはさのブランドの「佐野餃子」としてPRします。

＊1個の重さが4.0g以上であり、かつ、1個1個手で包み手作りであること

■応募可能数

1 事業者 1 部門につき1 点まで

■認証期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間

■審査基準

本認証制度は更新制度ではありません。すべての応募を新規として審査します。

本認証制度は商品単位で認証するものであり、店舗単位の認証ではありません。

(A) 商品評価

「佐野らしさ」、「商品性」、「話題性・実績」、「味」、「商品が作られた経緯等に地域に根ざしたストーリー性やエピソードがあるか」、「地産地消」

(B) 事業者評価

「地元への愛着」、「貢献意欲・協力意向」、「おもてなし」、「清潔感」、「情報発信力」

■審査機関

さのブランド認証委員会

※佐野市さのブランド認証委員会設置要綱により組織され、学識経験者、商工関係団体や観光係団体に属する者などの委員14人で構成されている委員会です。

■審査方法

1次審査

さのブランド認証委員会による応募用紙をもとにした書類審査

2次審査

さのブランド認証委員会委員及び調査協力員による試食審査及び審査基準に基づく評価

■試食負担金について

1) 佐野らーめん部門、佐野餃子部門、グルメ部門、佐野黒から揚げ部門 について

→ 2次審査に進む前に、試食費用をご負担いただきます。1次審査通過後、事務局から振込みに関するご連絡を差し上げますので、審査費用（商品代金×4食分）のお振込みをお願いいたします。

*お振込みに伴う手数料は応募者の負担となります。

2) ギフト部門 について

→ 2次審査に進む前に、審査商品（商品現物×原則4商品分）をご納品いただきます。
1次審査通過後、納品に関するご連絡を差し上げます。

■認証品になるメリット

認定証・のぼり旗の交付、パンフレット掲載、市ホームページへ掲載、各種イベントで物販によるPR、SNSでの情報発信、新規PR方法の企画参加、さのブランドフェアでの商品の出品、さのブランドロゴマーク使用（事前に申請が必要です）など。

■行政と連携していただきたいこと

1) 認証事業者協議会への加入について

行政と事業者が連携したPR活動を円滑に進めるため、認証事業者協議会を立ち上げています。応募に際しては、当協議会への加入に同意いただくことが条件となります。

*認証事業者協議会とは、応募品がさのブランドに認証された事業者で構成される組織です。

2) 事業者を求める主な活動内容

市のPRにつながる取材協力、ブランドPRの企画の参加（意見交換会やアンケートによる回答含む）、イベント出店時の出品、PR用ノベルティの協賛、また、認証事業者が運用するホームページ・SNS等での自発的な情報発信など。

■応募方法

応募方法は3種類ありますが、電話番号やメールアドレスの誤読を防ぐために、可能な限りwebまたはメールでのご応募にご協力をお願いいたします。

(1) webからの応募

右下の二次元コードから募集ページにアクセスし、同ページの「さのブランド認証品応募フォーム」より、必要事項を入力／選択し、商品写真を添付のうえご応募ください。

(2) メールでの応募

右下の二次元コードから募集ページにアクセスし、指定の応募用紙「第12回さのブランド認証品応募用紙」をダウンロードし、必要事項を入力、商品写真を添付のうえ、広報ブランド推進課までメールを送信してください。

(3) 窓口での応募

右下の二次元コードから募集専用ページにアクセスし、指定の応募用紙「第12回さのブランド認証品応募用紙」をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、商品写真と一緒に広報ブランド推進課の窓口にご提出ください。（郵送も可）



▲ 募集ページ

■応募期限

令和8年9月30日（水）まで

※郵送、窓口へ直接提出される場合は、9月30日（水）午後5時必着

さのブランド調査協力員の募集について



■任命期間

令和8年11月1日から令和9年2月28日まで

■対象

佐野市内にお住まいの方、または市内にお勤め・通学されている方で、いずれも18歳以上が対象。

*ご家族やお友達とお気軽にご参加ください。

*認証品応募事業者の関係者は応募できません。

■定員

50名程度を想定（応募品の数により変動あり）

*応募多数の場合は抽選を行います。

■活動内容

任命期間内に、応募品の試食及び審査基準に基づき評価を行い、評価結果を事務局へ報告する。試食後は、事務局（市役所）窓口にて試食費用の清算を行う。

■試食数

1人あたり応募品のうち3品程度を想定

■試食審査について

- ・試食は一般のお客さんとしてご自身のタイミングで行っていただきます。
- ・試食費用は協力員ご自身にいったん立て替え払いをお願いします。レシートを元に、試食対象の商品代金を清算いたします。清算は事務局（広報ブランド推進課）窓口で行いますので、指定の期間内にお越しください。
- ・交通費や活動時間における費用はお支払いできません。

■応募方法

右の二次元コードから募集ページにアクセスし、同ページの「さのブランド調査協力員応募フォーム」より、必要事項を入力／選択のうえご応募ください。



▲ 募集ページ

■応募期限

令和8年9月30日（水）まで

■問合せ先

さのブランド認証委員会事務局

佐野市広報ブランド推進課内（市役所4階）

担当：武藤・石川・横塚

〒327-8501 佐野市高砂町1番地

TEL: 0283-27-3012

Mail: brandsenryaku@city.sano.lg.jp